



目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○平成21年度高知県臨時種畜検査の実施 (畜産振興課) 〈4・2 揭示〉 | 1 |
| ○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課) | 1 |
| ◎介護保険法による指定調査機関の指定 (高齢者福祉課) | 2 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課) | 2 |
| ○保安林の解除予定の通知 (治山林道課) | 2 |
| ○道路の区域変更 (2件) (道路課) | 2 |
| ○道路の供用開始 (3件) (") | 3 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道課) | 3 |
| 公 告 | |
| ○争議行為の予告 (雇用労働政策課) 〈4・1 揭示〉 | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課) | 4 |
| ○土地改良区の役員の退任 (") | 4 |
| ○土地改良区の清算人の就職 (") | 4 |
| ○県営土地改良事業の計画の定め (3件) (") | 4 |
| ○市町村営土地改良事業の変更の同意 (") | 5 |
| ○換地処分の届出 (四万十町) (") | 5 |
| 監査公表 | |
| ○高知県職員措置請求についての監査の執行結果 | 5 |

告 示

高知県告示第304号の2

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する平成21年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2

条第2項の規定により告示する。
平成21年4月2日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 検査の場所 | | 検査の期日 |
|------------|----------|----------------------------|
| 高岡郡 佐川町 | 高知県畜産試験場 | 平成21年4月23日 午後2時から午後4時まで |

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成20年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
(1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
(2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
(3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

高知県告示第322号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前 | | | 変 更 後 | |
|-------|-----|---|-------|-----|
| 大字 | 字 | 地番区域 | 大字 | 字 |
| 昭和 | スカ谷 | 546の一部、565の一部、1498の一部 | 昭和 | 藤次田 |
| | 藤次田 | 566の一部、567の1の一部、567の2の一部、571の一部 | | スカ谷 |
| | 谷 | 838の3 | | 入道谷 |
| | 日番家 | 867の1の一部、868の2、869の一部、870の37、870の29、871の7、1591の2、1593、1594の | | 谷 |

| | | | |
|-------|---|--|-------|
| | 2、1594の3 | | |
| シウコ谷 | 889の14、1602の3 | | |
| 下タキ山 | 1243の8、1567の2 | | |
| 日番家 | 879の1の一部、880の1の一部 | | 入道谷 |
| シウコ谷 | 886の1の一部、886の5の一部、887の一部、1601の一部 | | 日番家 |
| 入道谷 | 1571の一部 | | |
| シウコ谷 | 904の3の一部、904の4の一部、908の6の一部、1601の一部、1606の一部 | | ハサノ谷 |
| 竹谷 | 976の1の一部、977の一部 | | |
| ハサノ谷 | 1609の一部 | | 竹谷 |
| 下屋式道辻 | 甲39の1の一部、甲39の3、甲41の1、甲41の2の一部 | | 下駄谷口 |
| | 甲49の1の一部、甲51の2の一部、甲53の3の一部、甲54の一部、甲55の1の一部、甲56の3の一部 | | 神田 |
| 神田 | 甲115の2の一部、甲116の2の一部、甲284の2の一部 | | 下屋式道辻 |
| シンヤシキ | 乙383の5、乙384の4の一部 | | ヲキノタ |

| | | |
|-----------|------------------------|----------|
| シモヤ シキ | 乙393の10から乙393の12 まで | |
| シンヤ シキ | 乙384の4の一部 | 中ノヲ キ |

備考 上記の地番は、平成21年3月12日現在の登記簿による。

高知県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づき指定調査機関の指定をしたので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定調査機関の名称及び住所
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
高知市朝倉戊375番1
- 調査事務を行う事務所の所在地
高知市朝倉戊375番1
- 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|------------|--------------------------------|--|
| 平成20年11月1日 | 医療法人島津会 四万十市右山天神町10番12号 | 小規模多機能型居宅介護 おおがた 幡多郡黒潮町入野3017番地2 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護 |
| 平成20年12月5日 | 株式会社ベテルホーム 須崎市神田大峰ノ前2568番地1 | ベテルホームすさき訪問 介護ステーション 須崎市神田大峰ノ前2568番地1 |

| | | |
|-----------|---|--|
| | | 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| 〃 | 〃 | ベテルホームすさきデイ サービスセンター 須崎市神田大峰ノ前2568 番地1 通所介護 介護予防通所介護 |
| 平成21年1月1日 | 社会福祉法人黒潮福祉会 四万十市中村京町一丁目12番地1 | デイサービスセンターく ろしお 四万十市中村愛宕町28番 地 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通 所介護 |
| 〃 | 〃 | グループホーム和夏 幡多郡黒潮町佐賀3179番 地7 認知症対応型共同生活介 護 介護予防認知症対応型共 同生活介護 |
| 平成21年1月7日 | 株式会社C I J ウェ ーブ 東京都台東区上野五 丁目1番1号 文昌 堂ビル5F | デイサービスセンターし まんと 四万十市具同田黒三丁目 8番10号 通所介護 介護予防通所介護 |
| 平成21年2月1日 | 医療法人長生会 宿毛市中央八丁目3 番6号 | 医療法人長生会大井田病 院 宿毛市中央八丁目3番6 号 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテ ーション |
| 〃 | 川村 智津子 | 具同なのはな薬局 四万十市具同田黒二丁目 12番48号 居宅療養管理指導 |

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| | | 介護予防居宅療養管理指 導 |
| 〃 | 岡西 裕公 | 岡西歯科診療所 香美市土佐山田町神母ノ 木377番地8 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導 |
| 〃 | 有限会社あい薬局 香美市土佐山田町百 石町一丁目9番6号 | 有限会社あい薬局 香美市土佐山田町百石町 一丁目9番6号 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導 |
| 〃 | 高知調剤株式会社 高知市相生町3番30 号 | 高知調剤薬局田井店 土佐郡土佐町田井1489番 地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導 |

高知県告示第325号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
南国市天行寺字青谷621の6
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
電気通信設備用地とするため

高知県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島

3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-------------------|---------------|
| 土佐郡大川村大北川 字ノガシラ88番1から 土佐郡大川村大北川 字ノガシラ277番2 まで | 前 | 4.7 ゝ 9.4 | 100 |
| | 後 | 32.0 ゝ 38.8 | 100 |

高知県告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-------------------|---------------|
| 土佐郡大川村井野川 字友木189番1から 土佐郡大川村井野川 字友木191番1まで | 前 | 6.5 ゝ 41.5 | 240 |
| | 後 | 34.0 ゝ 68.5 | 240 |

高知県告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|------------|
| 南国市大桶字シヨブ田甲 1484番8地先から 南国市大桶字亀田乙1258番 3まで | 144 | 平成21年4月14日 |

高知県告示第329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--------------------|---------------|------------|
| 安芸市大井字赤岩乙353番 5 | 67 | 平成21年4月14日 |

高知県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知東インター
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|---------------|------------|
| 南国市伊達野字柄振田428 番3地先から 南国市伊達野字天堤135番 1まで | 213 | 平成21年4月14日 |

高知県告示第331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 宿毛市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成4年6月高知県告示第311号宿毛都市計画下水道事業(宿毛市公共下水道)
- 3 事業施行期間 平成4年6月1日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

高知県告示第332号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和57年9月高知県告示第566号高知広域都市計画下水道事業(南国市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和57年9月17日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

平成21年3月31日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長町田歩から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成21年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
2009年春闘要求及び追加して提出する要求について
- 2 日時
平成21年4月11日午前零時以後、要求貫徹までの連日又は小
期間にわたる期間
- 3 場所
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ  
り、須崎市吾桑為貞土地改良区から次のとおり退任及び就任した  
役員の届出があった。  
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所          |
|------|-------|--------------|
| (退任) |       |              |
| 理事   | 梅原 直生 | 須崎市吾井郷甲 220  |
| "    | 谷脇 計志 | " " 甲 127    |
| "    | 梅原 康司 | " " 甲 183-2  |
| "    | 長山 幸男 | " " 甲 599    |
| "    | 大野 正美 | " " 乙 514    |
| "    | 武田 潤一 | " 神田 3822    |
| 監事   | 武田 英雄 | " 吾井郷乙1250-5 |
| "    | 梅原 孝男 | " " 甲 164    |
| (就任) |       |              |
| 理事   | 梅原 直生 | 須崎市吾井郷甲 220  |
| "    | 谷脇 計志 | " " 甲 127    |
| "    | 梅原 康司 | " " 甲 183-2  |
| "    | 長山 幸男 | " " 甲 599    |
| "    | 大野 正美 | " " 乙 514    |
| "    | 谷脇 史雄 | " " 甲 83     |
| 監事   | 武田 英雄 | " " 乙1250-5  |
| "    | 梅原 孝男 | " " 甲 164    |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ
り、須崎市吾桑西ノ沢土地改良区から次のとおり退任及び就任し
た役員の届出があった。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|------|----|-----|
| (退任) | | |

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 岡崎 省三 | 須崎市桑田山甲 876 |
| " | 堅田 修身 | " 吾井郷乙 344 |
| " | 松坂 淳 | " " 乙 394-1 |
| " | 堅田 雅人 | " " 甲1008-1 |
| " | 松浦 幸洋 | " 桑田山甲 898 |
| " | 松浦 誠章 | " 吾井郷乙 230-4 |
| " | 笹岡 光男 | " " 乙 243 |
| " | 松田 和男 | " 桑田山乙 670 |
| " | 松浦 洋明 | " " 甲 912 |
| " | 大崎 正寛 | " " 乙 774 |
| 監事 | 堅田 長吉 | " 吾井郷乙 103-10 |
| " | 堅田 安茂 | " " 乙 228 |

(就任)

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 岡崎 省三 | 須崎市桑田山甲 876 |
| " | 堅田 修身 | " 吾井郷乙 344 |
| " | 松坂 淳 | " " 乙 394-1 |
| " | 堅田 雅人 | " " 甲1008-1 |
| " | 松浦 幸洋 | " 桑田山甲 898 |
| " | 松浦 誠章 | " 吾井郷乙 230-4 |
| " | 笹岡 光男 | " " 乙 243 |
| " | 松田 和男 | " 桑田山乙 670 |
| " | 松浦 洋明 | " " 甲 912 |
| " | 大崎 正寛 | " " 乙 774 |
| 監事 | 堅田 長吉 | " 吾井郷乙 103-10 |
| " | 堅田 安茂 | " " 乙 228 |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ  
り、須崎市吾桑国見土地改良区から次のとおり退任した役員の届  
出があった。  
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名    | 住 所          |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 岡崎 幸誠 | 須崎市桑田山甲 872  |
| "  | 大崎 正寛 | " " 乙 774    |
| "  | 松浦 幸洋 | " " 甲 898    |
| "  | 岡崎 省三 | " " 甲 876    |
| "  | 堅田 雅人 | " 吾井郷甲1008-1 |
| "  | 笹岡 光男 | " " 乙 243    |
| "  | 高橋 満彦 | " " 乙 586    |
| "  | 谷 勝博  | " " 乙 498-16 |
| "  | 松浦 淳幸 | " 桑田山甲 918   |
| "  | 大野 悦正 | " 吾井郷乙 634   |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準  
用する同法第18条第16項の規定により、須崎市吾桑国見土地改良  
区から次のとおり就職した清算人の届出があった。  
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名    | 住 所          |
|-------|--------------|
| 岡崎 幸誠 | 須崎市桑田山甲 872  |
| 大崎 正寛 | " " 乙 774    |
| 松浦 幸洋 | " " 甲 898    |
| 岡崎 省三 | " " 甲 876    |
| 堅田 雅人 | " 吾井郷甲1008-1 |
| 笹岡 光男 | " " 乙 243    |
| 高橋 満彦 | " " 乙 586    |
| 谷 勝博  | " " 乙 498-16 |
| 松浦 淳幸 | " 桑田山甲 918   |
| 大野 悦正 | " 吾井郷乙 634   |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定によ
り、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業
（鳥獣侵入防止施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書
類を縦覧に供する。
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年4月14日から同年5月18日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了
後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす
ることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定によ  
り、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業  
（用排水路））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧  
に供する。  
平成21年4月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成21年4月14日から同年5月18日まで

3 縦覧場所  
四万十町役場

4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年4月14日から同年5月18日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業（窪川四万十地区中山間地域総合整備事業（大井野地区用排水路））の計画の変更について平成21年3月24日に同意した。

平成21年4月14日  
高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（昭和換地区）の換地処分を平成21年3月17日に行った旨の届出があった。

平成21年4月14日
高知県知事 尾崎 正直

監 査 公 表

監査公表第8号
平成21年4月14日
高知県監査委員 奴田原 訂
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成21年2月2日 高知市 田所辨蒔ほか1名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月31日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市 田所 辨蒔
高知市 森 武彦

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 高知県（以下「県」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の5で規定する委員会及び委員（以下「行政委員会等」という。）の非常勤の委員（以下「非常勤の行政委員」という。）に対し報酬を月額で支給していることは、法に反する違法な公金支出であるので、非常勤の行政委員への月額報酬を支出しないよう勧告等必要な措置を求める。

イ 勤務実態が常勤に相当する委員に対しては、報酬額（給料等）を10パーセント以上カットして支出すること等の勧告を求める。

ウ 知事に対し法第242条第3項の規定に基づき監査期間中における当該報酬の支給を停止するよう勧告することを求める。

(2) 請求理由（原文登載）

ア 法第203条の2（報酬、費用弁償、期末手当）において、非常勤の委員等に対して支払う報酬を規定している。

この規定においては、議員を除き「その勤務日数に応じてこれを支給する」と明確に定められている。

常勤の職員については、地方公務員としての勤務に要する時間が普通の労働者と同程度であり、かつ、その生活における収入の相当程度を地方公務員としての勤務による収入に依存していることから、これに対する給与については、勤務実績に対する反対給付としてだけでなく生活給としての性格も考慮され給料表などを条例で定めている。

これに対して、本件該当委員の報酬は、生活給としての意味を全く有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有することから、原則として、勤務日数に応じて支給することが法的に規定されているのである。

また、議員については、非常勤であるが国会議員との均衡が考慮され、これに対する報酬を月額、月額、年額いずれかの支給も地方公共団体の自主的判断に任されている。

ところで、県は、法第203条の2第2項の「条例で定めた場合は、この限りでない。」との例外規定を不当に解釈し、実態が常勤職員とは全く同じとは見られない委員に対して多額の月額報酬を永年にわたって漫然と支出し続けてきた。

しかし、この例外規定は、勤務実態が常勤の職員と異ならず月額あるいは年額で報酬を支給することが相当とされる者がいるなど特別な場合がある場合も想定されることから付け加えられているのであり、機械的にすべての委員に月額支給をする根拠規定にはなり得ない。

現状の運用状況を見ると、本県での非常勤の行政委員に対する月額報酬の適用は、長の裁量権の濫用、逸脱である。

また、条例も具体的な定義もなく法の趣旨に反している。

平成21年1月22日に大津地方裁判所は、平成19年（行ウ）第10号事件（公金支出差し止め請求事件）判決において、本県同様の支出扱いをしていた滋賀県に対し「月額報酬を支出してはならない」と命じた。

同地裁は、判決文において、「例外的扱いは勤務実態が常勤の職員と異ならないと言える場合に限られるというべきである。」と明示している。

また、判決は、滋賀県側の「法203条の2第2項ただし書は、条例で特別の定めを行う限り、日額報酬制によらなくてもよい、それ以外に特段の制限は課せられていない」との主張に対して、「このような主張では、法203条の2第2項の規定は全く意味を持たないことになる」と明確に退けた。

さらに、条例制定についての議会の裁量権に関しても、「その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえない場合についてまで、法が例外的扱いを許容しているとは解されない」と断じている。

判決は、「本件委員らに対し、勤務日数によらないで月額報酬を支給することとした規定は、勤務実績を前提にする限り、法203条の2第2項の主旨に反するものとして、その効力を有しないと云わざるを得ない」と判断し、「本件公金支出は、法204条の2の規定に反し、違法であるというほかはない」と結論付けている。

また、別に大阪地裁平成19年2月9日判決（判決タイムズ1246号129頁）も「法203条2項（※現法203条の2第2項）の規定は、非常勤の職員に対する報酬が生活給的意味はなく純然たる勤務に対する反対給付である・・・当該報酬は、勤務量、具体的には勤務日数に応じて支給すべきであり・・・その例外として勤務の実態として常勤の職員と異なる場合だけ、特殊な場合において、条例で特別の定めをすることができる」とし、「条例において非常勤職員の報酬を勤務日数に応じて支給するか、それとも月額ないし年額等をもって支給するかを含めて広く普通地方公共団体の長の裁量判断に委ねることは、同項の規定に抵触することが明らかである」と明確な判断を下している。

高知県での行政委員に対する報酬の月額支給が、上記の法的判断に照らして違法であることは明らかである。

イ 高知県では、法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例を運用し大津地裁で違法とされたと同じような行政委員への報酬が機械的に月額支給されている。

その内容は、下記のとおりである。

表1

| 機関名 | 職名 | 報酬額 |
|------------|--------|----------|
| 教育委員会 | 委員長 | 275,000円 |
| | 委員 | 198,000円 |
| 選挙管理委員会 | 委員長 | 151,000円 |
| | 委員 | 118,000円 |
| 監査委員 | 識見委員 | 242,000円 |
| | 議会選出委員 | 111,000円 |
| 公安委員会 | 委員長 | 211,000円 |
| | 委員 | 182,000円 |
| 人事委員会 | 委員長 | 211,000円 |
| | 委員 | 182,000円 |
| 労働委員会 | 会長 | 198,000円 |
| | 公益委員 | 182,000円 |
| | 労働者委員 | 152,000円 |
| | 使用者委員 | 152,000円 |
| 収用委員会 | 特別調整委員 | 91,000円 |
| | 会長 | 151,000円 |
| 海区漁業調整委員会 | 委員 | 118,000円 |
| | 会長 | 71,000円 |
| | 委員 | 57,000円 |
| 内水面漁場管理委員会 | 専門委員 | 57,000円 |
| | 会長 | 34,000円 |
| | 委員 | 25,000円 |

これら各委員会の実態は様々であり、1人当たり年間報酬額にも大きな差があるが、月に数日程度の勤務も多く、すべてが常勤職員と同様な勤務状態であるとは認められない。上記ア記載の法的解釈に照らせば明らかに違法状態にあると指摘できる。

行政委員会以外の委員や日額の非常勤委員は、資格を有する者でも1日1万2,200円までである。

なお、直近の事例としては公安委員会は、県民の立場から県警を民主的に管理する責務があるのに情報公開に関し県の公文書審査会の答申を無視して県警の不正経理解明の妨害を図るなど本来の責務を怠っている委員会もある。

さらに、平成17年5月24日付け総務大臣の「国・地方公共団体の総人件費削減について」という文書で指摘された「新地方行革指針による集中改革プラン」において、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進することが示されているのに高知県は行政委員の報酬に対する検討を何ら行っ

ていない。

一方、知事が10パーセントの報酬及び15パーセントの手当を辞退し、一般職員にも3パーセントの給与カットを強要し実施されている。

県議会でも20年度では、前年に比して議長が報酬月額を3万9,000円、副議長は2万9,000円、議員は1万9,000円を減額している。議会選出の監査委員は、委員報酬を4,000円だけ減額した。

これらに比して行政委員報酬の扱いは、不公平、不公正である。

これらは、最近の高知県財政が危機的な状況にあることを反映している。福祉を含め県民生活を直撃する分野でも予算が圧縮されている。納税者としての県民は行政委員に対する特権的な待遇を理解できない。

行政委員は県内では社会的地位が安定しているが、報酬の再検討を自ら取り組む気配はない。

このような実態を見ると、行政委員の月額報酬の支出を漫然と続けることは、法第2条第14項が規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、・・・最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」及び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項規定の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」などに示された最小経費最大効果の大原則（無駄な支出をしてはならないという当然のこの規定）を無視したもので違法な公金支出であると判断できる。

速やかに支出を阻止し、改善を図るべきである。

(3) 事実を証する書面

ア 平成21年1月22日大津地方裁判所判決（平成19年（行ウ）第10号）（写）

イ 平成21年1月23日付け朝日新聞記事（大津地裁判決報道資料）ほか

3 請求の要件審査

本件監査請求は、平成21年2月2日に受付した。

(1) 本件監査請求については、執行機関の陳述において、次の理由により法第242条第1項の要件を充たしていないとの主張があった。

非常勤の行政委員に対する報酬に関しては、法第203条の2第2項及び第4項の規定により、地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号。以下「報酬条例」という。）が定められ、支給する額は、報酬条例第2条並びに別表第1及び別表第2の規定により、月額で定められている。

すなわち、本県は、非常勤の行政委員に対して、報酬条例に規定されたとおり月額報酬を支給しているものであるところ、本件監査請求においても、財務会計上の瑕疵については指摘されておらず、もっぱら、報酬条例の規定そのものの違法性が理由とされている。

したがって、本件監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実の違法性や不当性を具体的かつ客観的に指摘することなく、報酬条例そのものが違法であ

るとして、実質的には報酬条例を改正する措置を求めているものと解さざるを得ないと主張している。

- (2) しかし、期末手当違法支出返還請求控訴事件に係る平成4年3月24日大阪高等裁判所判決(平成3年(行コ)第33号)では、「地方自治法176条4項以下の規定等に照らせば、普通地方公共団体の長は、少なくとも、条例の違法性が重大かつ明白な場合においては、当該条例を執行すべき拘束を受けないものと解するのが相当であり、したがって、長が当該条例の規定に基づいてした公金の支出は、それに固有の違法が認められない場合であっても、右条例の違法性を承継し、違法な公金の支出となるものというべきである。

そうとすれば、条例が違法であることを理由として、右条例に基づく普通地方公共団体の長の財務会計上の行為につき住民が地方自治法242条の2の訴えを提起した場合においても、右訴えを当然に不適法として却下すべきものではなく、右支出行為の違法性について本案の審理をなすべきものである」と判示している。

上記大阪高裁判決は、住民訴訟について判示しているが、このことは、当然に住民監査請求にも当てはまることである。

また、逐条地方自治法第4次改訂版(松本英昭著)(以下「逐条解説」という。)では、「議会の行為は請求の対象とならない。議会の行為(条例の制定、予算その他の議決等)が違法又は不当な場合であっても、それだけでは本条(※法第242条)の監査請求を行うことはできず、当該条例又は議決に基づき執行機関の具体的な行為が行われる段階になってはじめて請求の対象となる。」とされている。

本件は、報酬条例が違法であるとして、報酬の支出という財務会計行為について監査請求をしているものであって、法第242条に規定する要件に欠けるところはない。

よって、請求は適法なものであり、平成21年2月2日付けで受理した。

4 暫定的停止勧告

請求人は、法第242条第3項の規定により監査期間中における本件報酬の支給停止を求めている。しかしながら、請求があった段階では、月額報酬そのものが違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、その必要はないと判断した。

第2 監査の実施

監査を実施するに当たり、監査対象に非常勤の監査委員に対する報酬も含まれるため、非常勤の監査委員3名は、法第199条の2の規定により除斥した。

1 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年2月24日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
(2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

- (1) 県が、非常勤の行政委員に対し報酬を月額で支給していることは、法に反する違法又は不当な公金支出であるか否か。
(2) 違法又は不当である場合には、今後において、報酬の支出が相当の確実さで予測されるか否か。

3 監査対象機関

非常勤の行政委員の報酬条例を所管している総務部行政管理課(以下「行政管理課」という。)及び次の行政委員会等を監査対象機関とした。

- (1) 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)
(2) 高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)
(3) 高知県選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)
(4) 高知県監査委員(以下「監査委員」という。)
(5) 高知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)
(6) 高知県労働委員会(以下「労働委員会」という。)
(7) 高知海区漁業調整委員会(以下「海区漁業調整委員会」という。)
(8) 高知県内水面漁場管理委員会(以下「内水面漁場管理委員会」という。)
(9) 高知県収用委員会(以下「収用委員会」という。)

4 監査の実施

行政委員会等に対し平成21年3月9日付けで書面(以下「調査書」という。)により調査を行った。

また、行政管理課に対して、平成21年3月17日に委員監査を実施した。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。

以下、その理由を述べる。

第4 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

1 行政委員会等への書面調査

行政委員会等に対する調査書により、以下の(1)から(3)までの内容について確認した。また、(4)から(8)までの内容について質問し回答を得た。

(1) 行政管理課が行った調査結果の確認

平成21年1月30日付け20高行管第425号で行政管理課が実施した「行政委員会の勤務状況について」の調査報告書の記載内容について確認した。

(2) 行政委員会等の概要

(3) 平成18年4月から平成20年12月までの行政委員会等の詳細な活動状況及び業務量

(4) 報酬の支給方法の根拠

(5) 月額支給とする理由

(6) 全国の状況と比較して県の報酬額についての考え

(7) 報酬額及び支給方法を見直す場合の手続

(8) 報酬額及び支給方法を見直す予定

この結果、次の勤務実態が認められた。

表2 月平均出席日数と1人1日当たりの報酬額 (単位:円)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|------------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|
| | 日数 | 金額 | 日数 | 金額 | 日数 | 金額 |
| 教育委員会 | 6.0 | 69,112 | 5.4 | 81,092 | 6.3 | 59,626 |
| 公安委員会 | 7.9 | 37,244 | 8.1 | 37,457 | 7.7 | 38,408 |
| 選挙管理委員会 | 1.6 | 110,711 | 2.4 | 91,060 | 1.3 | 113,625 |
| 監査委員 | 識見 | 39,983 | 5.1 | 45,980 | 5.9 | 39,039 |
| | 議会選出 | 20,928 | | 23,720 | | 19,455 |
| 人事委員会 | 8.1 | 38,951 | 9.3 | 32,611 | 8.0 | 40,297 |
| 労働委員会 | 5.1 | 71,315 | 4.6 | 73,768 | 7.8 | 55,830 |
| 海区漁業調整委員会 | 2.5 | 75,505 | 2.2 | 73,382 | 2.1 | 93,585 |
| 内水面漁場管理委員会 | 0.4 | 92,268 | 0.8 | 70,810 | 0.6 | 52,725 |
| 収用委員会 | 2.0 | 82,290 | 2.8 | 59,710 | 1.8 | 100,608 |

(注) 1 日数は、定例会、部会、出張等の合計日数であり、同一日に複数の用務がある場合は、主たる用務に計上した。

2 金額は、出席委員の1人1日当たりの金額で、委員長等と各委員を合算した平均となっている。

3 平成20年度は、平成20年12月末までである。

表3 定例会1日当たりの時間数と1人1時間当たりの報酬額

| | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|------------|--------|---------|--------|---------|
| | 時間(分) | 金額(円) | 時間(分) | 金額(円) |
| 教育委員会 | 83 | 58,620 | 111 | 32,230 |
| 公安委員会 | 111 | 20,247 | 114 | 20,214 |
| 選挙管理委員会 | 40 | 136,590 | 60 | 113,625 |
| 監査委員 | 識見 | 11,124 | 270 | 8,675 |
| | 議会選出 | 5,739 | | 4,323 |
| 人事委員会 | 107 | 18,286 | 120 | 20,148 |
| 労働委員会 | 29 | 152,623 | 31 | 108,058 |
| 海区漁業調整委員会 | 47 | 93,679 | 57 | 98,510 |
| 内水面漁場管理委員会 | 59 | 72,010 | 24 | 131,812 |
| 収用委員会 | 122 | 29,365 | 72 | 83,839 |

(注) 1 時間は、定例会の1日当たりの所要時間である。

2 金額は、出席委員の1人1時間当たりの金額である。

3 平成20年度は、平成20年12月末までである。

2 行政委員会等の委員の勤務実態

行政委員会等への調査書(1)から(3)までの回答は、以下のとおりである。

(1) 教育委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第2条の規定により、教育事務を執行する機関として、地方公共団体の長から独立して自ら決定権をもつ教育委員会が設置されている。

定数は、地教行法第3条において5人と規定されているが、同条ただし書において、条例で定めるところにより6人以上の委員で組織することができることとされている。なお、本県では、常勤の教育長を含む6人と規定されている。

任期は、地教行法第5条の規定により4年となっている。

(イ) 業務

執行すべき事務は、地教行法で定められており、その主な内容は、次のとおりである。

- 学校その他の教育機関の設置、管理に関すること。
- 教育財産を管理すること。
- 教育機関の職員の任免や研修を行うこと。
- 児童生徒の入退学に関すること。
- 学校における学級編制や校務分掌などの組織編成、教育課程の編成、教材の取扱いに関すること。
- 学校給食に関すること。
- 社会教育に関すること。
- スポーツに関すること。
- 文化財の保護に関すること。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 教育委員会

月1回開催する定例教育委員会のほか、必要に応じ、臨時教育委員会を開催している。

(イ) 委員協議会

上記(ア)のほか、教育委員による協議を要する教育課題を議題として、随時開催する。

(ウ) 学校訪問

原則年2回程度、県内の公立・県立学校を訪問。そのほか、個別の教育委員による学校訪問を行う。

(エ) 県外調査及び会議

教育委員会及び学校施設等の先進地視察、全国都道府県教育委員会・教育長合同総会などがある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表4のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの定例会への平均出席率は、88.6パーセントとなっている。

表4 年度別用務別日数と出席者数

(単位:人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 20 | 82 | 20 | 87 | 16 | 79 |
| 出張 | 27 | 67 | 16 | 29 | 22 | 42 |
| その他 | 25 | 27 | 29 | 34 | 19 | 32 |
| 合計 | 72 | 176 | 65 | 150 | 57 | 153 |

(注) 1 日数は、定例会、出張等の合計日数であり、同一日に複数の用務がある場合は、主たる用務に計上した。

2 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(オ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均1時間23分となっている。また、平成20年度は、1日平均1時間51分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、委員長27万5,000円、委員19万8,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長26万1,250円、委員18万8,100円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表5のとおりである。

表5 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 支払報酬総額 | 12,163,800 | 12,163,800 | 9,122,850 |
| 報酬単価 | 69,112 | 81,092 | 59,626 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(2) 公安委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

警察法(昭和29年法律第162号)第38条第1項及び法第180条の5第2項の規定により設置された機関であり、強力な執行力を持つ警察行政について、その運営の独善化を防ぎ、かつ、その政治的中立性を確保するためには、県民の良識を代表する者が警察の管理を行うことが適切であるとの考えから設置されている機関である。

定数は、警察法第38条第2項の規定により3人で組織されている。

任期は、警察法第40条の規定により3年で、2回に限り再任することができる。とされている。

(イ) 業務

警察本部長を通じて県警察を管理するほか、下記の業務を行っている。

a 道路交通法に基づく自動車の運転免許の許可・取消処分及び交通規制等

b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、古物営業法、質屋営業法及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可及び取消処分

c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく指定暴力団の指定及び暴力団に対する中止命令

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例会は、週1回を基本とし、その他にも聴聞会等必要に応じ開催している。

また、本部長等から警察行政全般にわたる重要課題などについて報告を受け、公安委員会としての方針を警察行政の運営に反映させている。

その他の用務として、表彰式や慰霊祭への出席など警察関係業務への出席がある。

また、出張は、全国や四国の連絡会議への出席用務がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表6のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの定例会への平均出席率は、84.1パーセントとなっている。

表6 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 44 | 115 | 47 | 115 | 33 | 83 |
| 部会 | 24 | 24 | 26 | 26 | 17 | 17 |
| 出張 | 22 | 30 | 18 | 26 | 15 | 24 |
| その他 | 5 | 7 | 6 | 8 | 4 | 4 |
| 合計 | 95 | 176 | 97 | 175 | 69 | 128 |

(注) 1 脚注は表4と同じ。

2 部会には、県議会や、保護司選考委員会等への出席を計上している。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均1時間51分となっている。また、平成20年度は、1日平均1時間54分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、委員長21万1,000円、委員18万2,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長20万450円、委員17万2,900円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表7のとおりである。

なお、平成18年度の報酬額が少なくなっているのは、欠員があったためである。

表7 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 6,555,000 | 6,555,000 | 4,916,250 |
| 報酬単価 | 37,244 | 37,457 | 38,408 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(3) 選挙管理委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

選挙に関する事務等を管理するため、法第180条の5の規定により、長から独立した機関として設置されている。

定数は、法第181条第2項の規定により4人の委員で組織されている。

任期は、法第183条第1項の規定により4年となっている。

(イ) 業務

選挙管理事務として、公職選挙法に基づく衆議院、参議院及び県議会の議員並びに知事の選挙の事務をそれぞれ管理するほか、その他の法令に基づく最高裁判所裁判官国民審査や海区漁業調整委員会委員選挙、直接請求に関する事務を行う。

また、選挙争訟事務として、選挙の効力や当選の効力に関する異議の申出、審査の申立てに対しての決定又は裁決を行う。

その他にも、政治資金規正法に関する事務や選挙啓発事務などを行う。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例総会は、原則として毎月1回開催している。選挙争訟が提起された場合には、一月に数回の委員会を開催することもある。

その他、各種選挙の当選者への当選証書の付与業務などがある。

また、連合会等の関係団体の会議へ出席するための出張がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表8のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの平均出席率は、95.5パーセントとなっている。

表8 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 12 | 45 | 12 | 46 | 9 | 35 |
| 出張 | 4 | 4 | 11 | 11 | 2 | 2 |
| その他 | 3 | 3 | 6 | 6 | 1 | 1 |
| 合計 | 19 | 52 | 29 | 63 | 12 | 38 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均40分となっている。また、平成20年度は、1日平均1時間となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、委員長15万1,000円、委員11万8,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長14万3,450円、委員11万2,100円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表9のとおりである。

表9 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 5,757,000 | 5,736,771 | 4,317,750 |
| 報酬単価 | 110,711 | 91,060 | 113,625 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(4) 監査委員

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

法第180条の5の規定により設置され、地方公共団体の事務執行の正否や適否をチェックし、住民や議会等が正しく判断するもとなる情報を提供する機関である。そのため、監査委員は知事の指揮監督から職務上独立している。

定数は、法第195条第2項の規定により4人となっている。

任期は、法第197条の規定により議見の監査委員は4年、議会選出(以下「議選」という。)の監査委員は議員の任期による。

(イ) 業務

監査委員の基本的な役割は、次のとおりである。

a 行政運営の指導

法において、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査すると規定されており、財務や経営に関する監査を通じて、地方公共団体の適法性、あるいは妥当性を確保、保証することにある。

したがって、職務遂行に当たっては、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政を確保することができるかという点に最大の関心を払い、その基本目的は、あくまで行政運営の指導にある。

b 住民自治の具体化

法において、監査委員は監査の結果に関する報告を公表することが義務付けられていることから、住民に地方行政に対する批判の材料を提供するとともに、住民の地方行政に対する知識と信頼を深め、自治体に関する関心を喚起し、住民自治を具体化することにある。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 監査委員は、定例的に法第199条の規定による監査を実施する。主なものとして、県の各機関の財務についての定期監査、財政的援助団体等に対する監査、テーマを決めて実施する行政監査、住民監査請求に対する監査、現金出納検査等がある。

出張は、全都道府県監査委員協議会連合会総会等への出席用務がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表10のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの定例会への平均出席率は、93.4パーセントとなっている。

表10 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 識見 | 70 | 67 | 59 | 58 | 50 | 50 |
| | 議選 | | 123 | | 106 | | 98 |
| 出張 | 識見 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| | 議選 | | 2 | | 1 | | 1 |
| 合計 | 識見 | 72 | 69 | 61 | 60 | 53 | 53 |
| | 議選 | | 125 | | 107 | | 99 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均4時間8分となっている。また、平成20年度は、1日平均4時間30分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、識見の監査委員24万2,000円、議選の監査委員11万1,000円となっている。

なお、平成17年度以降、識見の監査委員は5パーセント減額され22万9,900円、議選の監査委員は4,000円減額され10万7,000円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表11のとおりである。

表11 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|----|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 識見 | 2,758,800 | 2,758,800 | 2,069,100 |
| | 議選 | 2,616,000 | 2,538,052 | 1,926,000 |
| 報酬単価 | 識見 | 39,983 | 45,980 | 39,040 |
| | 議選 | 20,928 | 23,720 | 19,455 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(5) 人事委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

人事委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第7条第1項の規定により設置された、専門的、中立的な人事行政機関で、地公法第9条の2第1項の規定により委員3人で組織されている。

また、委員の任期は、地公法第9条の2第10項の規定により4年となっている。

(イ) 業務

人事委員会は、準立法的権限、準司法的権限及び行政権限を有し、以下の主な業務を行っている。

a 準立法的権限

法律又は条例に基づく人事委員会規則の制定

b 準司法的権限

(a) 勤務条件に関する措置要求の審査

(b) 不利益処分についての不服申立に対する審査

c 行政権限

(a) 人事行政に関する事項についての調査、研究

(b) 人事関係の条例の制定・改廃に関する議会への意見の申出

(c) 職員の競争試験及び選考の実施

(d) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する議会及び知事への報告、報告

(e) 職員からの苦情の処理

(f) 職員団体の登録

(g) 労働基準監督機関としての職権の行使

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例会は、職員及び当委員会に関する人事委員会規則の制定、職員採用試験に関する諸規定等の決定、給与・勤務時間その他の勤務条件に関する勧告・報告の決定などを行うとともに、地公法第50条第1項の規定により、不服申立事案について、不服申立人及び処分者が出席しての口頭審理を行う。

部会は、地公法第50条第2項の規定により人事委員会の委任を受けた委員が、不服申立事案に係る口頭審理の事前手続である準備手続を行う。

その他の用務として、採用試験面接委員関連用務、職員団体の意見を聞くための話し合いやその事前協議用務などがある。

また、出張は、人事委員会の連合体である全国人事委員会連合会や四国人事委員会協議会への出席等である。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表12のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの定例会への平均出席率は、97.1パーセントとなっている。

表12 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 37 | 102 | 46 | 135 | 26 | 76 |
| 部会 | 14 | 14 | 13 | 13 | 2 | 2 |
| 出張 | 6 | 6 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| その他 | 41 | 41 | 45 | 45 | 36 | 36 |
| 合計 | 98 | 163 | 112 | 201 | 72 | 122 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均1時間47分となっている。また、平成20年度は、1日平均2時間となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、委員長21万1,000円、委員18万2,000円となっている。
 なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、委員長20万450円、委員17万2,900円となっている。
 各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表13のとおりである。
 なお、平成18年度の報酬総額が少なくなっているのは、委員に欠員があったためである。

表13 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 6,349,166 | 6,555,000 | 4,916,250 |
| 報酬単価 | 38,951 | 32,611 | 40,297 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(6) 労働委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

労使紛争を解決するために、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第19条及び第19条の12並びに法第180条の5第2項の規定により設置された機関である。

定数は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令第25条の2の規定により、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人で組織されている。

任期は、労組法第19条の12第6項で準用する同法第19条の5の規定により2年となっている。

(イ) 業務

主な業務は、労働争議の調整、不当労働行為救済申立事件の審査、労働組合の資格審査、公益事業の労働争議の実情調査、使用者の利益代表者の認定・告示、労働相談及び個別的労使紛争のあっせんなどである。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例総会は、原則として毎月2回開催し、労働委員会規則第5条第1項の議決等を行う。

部会は、会長が必要に応じて招集する公益委員会議があり、不当労働行為救済申立事件の審査等付議事項の議決等を行う。その他に、労働関係調整法に基づく労働争議解決のためのあっせん委員会等の部会を行う。

その他の用務として、全国、あるいは四国ブロック等で行われる連絡会議等へ出席するための出張がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表14のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの平均出席率は、84.9パーセントとなっている。

表14 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 21 | 255 | 21 | 262 | 17 | 222 |
| 部会 | 22 | 76 | 21 | 73 | 33 | 96 |
| 出張 | 19 | 60 | 13 | 43 | 20 | 54 |
| 合計 | 62 | 391 | 55 | 378 | 70 | 372 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均29分となっている。また、平成20年度は、1日平均31分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、会長19万8,000円、公益委員18万2,000円、労働者委員及び使用者委員15万2,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長18万8,100円、公益委員17万2,900円、労働者委員及び使用者委員14万4,400円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表15のとおりである。

表15 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|------------|------------|------------|
| 支払報酬総額 | 27,884,400 | 27,884,385 | 20,768,900 |
| 報酬単価 | 71,315 | 73,768 | 55,830 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(7) 海区漁業調整委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とし、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条及び法第180条の5第2項の規定により設置された機関である。

定数は、漁業法第85条により選挙で選ばれた9人、学識経験者4人及び公益代表者2人の15人で組織されている。

任期は、漁業法第98条の規定により4年となっている。

(イ) 業務

主な業務は、漁業権の免許内容や漁場計画の設定、免許についての適格性審査、その他漁業権に関する処分等に対する知事への答申、建議のほか、入漁権の設定等についての裁定、水産動植物の採捕や漁場の使用等に関する指示を行う。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例会は、必要に応じて行い、漁場計画の設定審査などを行う。

部会は、漁業許可取扱方針案などの協議を行う沿岸部会のほか、定置部

会、養殖部会、漁業管理検討部会がある。

その他の用務として、全国会議へ出席するためなどの出張がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表16のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの平均出席率は、85.9パーセントとなっている。

表16 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 8 | 109 | 9 | 111 | 5 | 63 |
| 部 会 | 0 | 0 | 2 | 9 | 0 | 0 |
| 出 張 | 22 | 22 | 15 | 15 | 14 | 14 |
| 合 計 | 30 | 131 | 26 | 135 | 19 | 77 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均47分となっている。また、平成20年度は、1日平均57分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、会長7万1,000円、委員5万7,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長6万7,450円、委員5万4,150円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表17のとおりである。

なお、平成18年度と平成20年度は、一時的に委員が欠員となっていたため月額報酬の合計と一致しない。

表17 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 9,891,128 | 9,906,600 | 7,206,048 |
| 報酬単価 | 75,505 | 73,382 | 93,585 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(8) 内水面漁場管理委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

漁業法第130条及び法第180条の5第2項の規定により設置された内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理することを目的とした機関である。

定数は、漁業法第131条の規定により10人となっている。

任期は、漁業法第98条の規定を準用し4年となっている。

(イ) 業務

漁業権の免許内容や漁場計画の設定、免許についての適格性審査、その他漁業権に関する処分等に対する知事への答申、建議のほか、入漁権の設

定等についての裁定、水産動植物の採捕や漁場の使用等に関する指示を行う。

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例会は、必要に応じて行い、遊漁規則の変更などを行う。

その他の用務として、全国会議へ出席するためなどの出張がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表18のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの平均出席率は、80.0パーセントとなっている。

表18 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 4 | 31 | 5 | 39 | 5 | 42 |
| 出 張 | 1 | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 合 計 | 5 | 32 | 9 | 43 | 5 | 42 |

(注) 脚注は表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間は、平成19年度が1日平均59分となっている。また、平成20年度は、1日平均24分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、会長3万4,000円、委員2万5,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長3万2,300円、委員2万3,750円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表19のとおりである。

表19 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 2,952,600 | 2,952,600 | 2,214,450 |
| 報酬単価 | 92,268 | 70,810 | 52,725 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

(9) 収用委員会

ア 組織及び業務

(ア) 根拠規定等

公共の利益の増進と私有財産との調整を図るため、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「収用法」という。）第51条及び法第180条の5第2項の規定により知事から独立した機関として設置された準司法的機能を営む機関である。

定数は、収用法第52条により7人で組織されている。

任期は、収用法第53条の規定により3年となっている。

(イ) 業務

公共事業を行う者からの土地等の収用や使用の裁決申請に対し、公共の

利益の増進と私有財産の調整を図ることを基本として、収用や使用の裁決をすることを主な業務としている。

そのほか、次のような業務がある。

- a 土地の取得等に関する和解及び協議の確認
- b 土地の収用等に関する測量、事業の廃止等による損失の補償の裁決
- c 土地の緊急使用許可
- d 他の法律による損失の補償の裁決、損失の補償等に関する意見の陳述

イ 定例会等の開催状況

(ア) 定例会は、必要に応じて行い、裁決申請の処理や事例研究などを行う。

その他の用務として、収用や使用の裁決のための審理及び現地調査、全国の総会及び四国四県の連絡協議会への出席等がある。

各年度の定例会等の開催日数、出席者数は表20のとおりであり、平成18年4月から平成20年12月までの平均出席率は、82.6パーセントとなっている。

表20 年度別用務別日数と出席者数 (単位：人)

| | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 | 日数 | 出席者数 |
| 定例会 | 12 | 74 | 18 | 100 | 7 | 40 |
| 出張 | 9 | 26 | 8 | 21 | 7 | 21 |
| その他 | 3 | 19 | 7 | 43 | 2 | 12 |
| 合計 | 24 | 119 | 33 | 164 | 16 | 73 |

(注) 脚注は、表4と同じ。

(イ) 定例会の所要時間(審理及び現地調査を含む。)は、平成19年度が1日平均2時間2分となっている。また、平成20年度は、1日平均1時間12分となっている。

ウ 委員報酬

委員報酬は、会長15万1,000円、委員11万8,000円となっている。

なお、平成17年度以降、各委員とも5パーセント減額され、会長14万3,450円、委員11万2,100円となっている。

各年度の非常勤の委員報酬総額を出席委員数で除した1人1日当たりの報酬単価は、表21のとおりである。

表21 出席委員1人1日当たりの報酬単価 (単位：円)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 支払報酬総額 | 9,792,600 | 9,792,600 | 7,344,450 |
| 報酬単価 | 82,290 | 59,710 | 100,608 |

(注) 平成20年度は、平成20年12月末までである。

3 行政委員会等からの回答

第4の1の行政委員会等の調査書(4)から(8)までの回答は、次のとおりである。

る。

(1) 報酬の支給方法の根拠

いずれの行政委員会等とも、報酬条例に基づき月額支給としているとの回答であった。

(2) 月額支給とする理由

多くの委員会は、回答する立場にない等の答えであったが、以下の委員会から具体的な回答があった。

ア 公安委員会

必要がある場合、各委員への個別訪問や電話による報告等を受けており、日額による支給になじまない。

イ 選挙管理委員会

選挙争訟が提起された場合には、一月に数回の委員会を開催するなど、月により業務量に多寡がある。また、常日ごろにおいても、それぞれの立場で情報収集等を行っているため、その業務量をトータルすべきだと考える。

ウ 労働委員会

高度の専門性を有し、労働法規や判例の研究等、期日以外にも事前の準備が不可欠であり、月額支給に適さない業務であると考えられる。

(3) 全国の状況と比較して県の報酬額についての考え

全国と比較した場合、高額ではないとの意見が主であり、低いという意見もあった。また、意見を述べる立場にないとの回答もあった。

(4) 報酬額及び支給方法の見直し手続について

基本的に行政委員会等の報酬額は、条例で定めることとされていることから、通常の条例改正手続によるとの回答であった。

(5) 報酬額及び支給方法を見直す予定

見直す予定の行政委員会等はなかったが、住民監査の結果を踏まえ、必要であれば、行政管理課と協議するとの意見も一部の行政委員会等からあった。

4 行政管理課の主張

行政管理課に対する委員監査において、次のとおり回答があった。

(1) 月額、日額支給の根拠

法第203条の2第2項ただし書の規定により定められた報酬条例に基づき月額で支給している。

それぞれの行政委員会等の委員は、法に基づく権限を行使するに当たり、委員の高い専門性や識見を基に、審議決定している。また、常に調査研究を行うなど自己研鑽に努める必要があるため、出席などをもって日額として扱うのは、ふさわしくないものであることから、報酬条例において非常勤の行政委員報酬を月額で支給すると定めているものとする。

(2) 報酬条例の解釈について

「条例で特別の定めをした場合は、この限りではない。」とする法第203条の2第2項ただし書は、昭和31年の法改正により挿入されたものである。政府

から提案された原案ではなく、衆議院の修正により加えられたものであることから、当該規定は、修正案の提出者の意思に沿って解釈する必要がある。その意思は、議会の議員以外の非常勤職員のうち、少なくとも執行機関として置かれる委員会の委員及び委員については、条例をもって規定することにより、月額又は年額により報酬を支給することができるようにしようとしたものであると解される。

(3) 法第203条第2項（現法第203条の2第2項）の逐条解説について
 逐条解説では、非常勤の行政委員に対する報酬は、反対給付であることを原則としつつ、純粋な反対給付としての日額では、対応しきれないこともあるので、条例で特別の定めをすれば、勤務日数によらないことができるとされている。

勤務実態から見て、月額でも可能であるという解釈であるが、行政管理課としては、月額にするのか、日額にするのかについては、法が制定された際の経緯からして、条例制定については、相当に幅広い判断がゆだねられていると考える。

(4) 法第2条第14項又は地財法第4条第1項との関係について
 法第2条第14項の趣旨は、地方自治は住民の責任とその負担により運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならないというものである。このことは、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針であり、非常勤の行政委員報酬の決定についてもこの指針によるべきものとする。

(5) 他県との比較について
 非常勤の行政委員の報酬は、それぞれの県において業務の内容や量に差があること、それぞれの非常勤の行政委員の報酬が決定された経緯が十分に確認できないこと、その後の改定状況も各県によって異なることから、単純に比較することは難しいと考える。

(6) 今後の見直し予定について
 滋賀県が大津地裁の判決内容を不服として大阪高裁に控訴したことから、今後の裁判の動向や他県の状況等を見る必要があると考える。

仮に日額化の見直しを行う場合は、新たな報酬額の決定については、各行政委員会等と当課において調整が必要になると考える。条例改正が必要となることから、当該条例を所管する行政管理課において、改正に必要な作業を行うものとする。

5 請求人が主張する他の委員等の報酬

(1) 附属機関の委員等の報酬

請求人が主張する附属機関の委員等の報酬は、附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号。以下「規則」という。）第2条の別表により、日額9,000円と定められている。

(2) 報酬条例第2条の別表第3で規定する委員

報酬条例の第2条に規定する別表第3では、調査員等の報酬が定められて

いるが、上限は勤務1日につき、1万2,200円となっている。

6 四国四県の非常勤の行政委員報酬

滋賀県の資料によると、平成21年1月1日現在の非常勤の行政委員報酬を四国四県と比較すると表22のとおりである。

表22 非常勤の行政委員の月額報酬比較 (単位：千円)

| | | 順位 | | | 順位 | | | 順位 | | | 順位 | | |
|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| | | 順位 | 県名 | 金額 | 順位 | 県名 | 金額 | 順位 | 県名 | 金額 | 順位 | 県名 | 金額 |
| 教育 | 委員長 | 10 | 高知 | 275 | 37 | 愛媛 | 200 | 41 | 徳島 | 195 | 44 | 香川 | 191 |
| | 委員 | 19 | 高知 | 198 | 29 | 徳島 | 185 | 35 | 香川 | 180 | 35 | 愛媛 | 180 |
| 公安 | 委員長 | 32 | 高知 | 211 | 36 | 愛媛 | 200 | 40 | 徳島 | 195 | 44 | 香川 | 191 |
| | 委員 | 26 | 徳島 | 185 | 30 | 高知 | 182 | 33 | 香川 | 180 | 33 | 愛媛 | 180 |
| 選管 | 委員長 | 25 | 愛媛 | 200 | 27 | 徳島 | 195 | 31 | 香川 | 191 | 45 | 高知 | 151 |
| | 委員 | 21 | 徳島 | 185 | 23 | 香川 | 180 | 23 | 愛媛 | 180 | 47 | 高知 | 118 |
| 監査 | 識見委 | 8 | 徳島 | 385 | 10 | 香川 | 338 | 12 | 愛媛 | 300 | 23 | 高知 | 242 |
| | 議選委 | 17 | 愛媛 | 135 | 21 | 徳島 | 133 | 31 | 高知 | 111 | 36 | 香川 | 107 |
| 人事 | 委員長 | 29 | 高知 | 211 | 33 | 愛媛 | 200 | 38 | 徳島 | 195 | 42 | 香川 | 191 |
| | 委員 | 25 | 徳島 | 185 | 29 | 高知 | 182 | 32 | 香川 | 180 | 32 | 徳島 | 180 |
| 労働 | 会長 | 34 | 愛媛 | 200 | 35 | 高知 | 198 | 39 | 徳島 | 195 | 44 | 香川 | 191 |
| | 公益委 | 25 | 徳島 | 185 | 29 | 高知 | 182 | 32 | 香川 | 180 | 32 | 愛媛 | 180 |
| | 労使委 | 18 | 徳島 | 180 | 18 | 愛媛 | 180 | 39 | 高知 | 152 | 44 | 香川 | 149 |
| 海区 | 会長 | 11 | 高知 | 71 | 17 | 愛媛 | 67 | 25 | 徳島 | 56 | 25 | 香川 | 56 |
| | 委員 | 10 | 愛媛 | 63 | 15 | 高知 | 57 | 21 | 徳島 | 50 | 24 | 香川 | 49 |
| 内水 | 会長 | 26 | 徳島 | 38 | 26 | 香川 | 38 | 29 | 愛媛 | 35 | 31 | 高知 | 34 |
| | 委員 | 23 | 徳島 | 36 | 27 | 香川 | 33 | 30 | 愛媛 | 30 | 35 | 高知 | 25 |
| 収用 | 会長 | 16 | 愛媛 | 200 | 17 | 徳島 | 195 | 18 | 香川 | 191 | 22 | 高知 | 151 |
| | 委員 | 14 | 徳島 | 185 | 16 | 香川 | 180 | 16 | 愛媛 | 180 | 23 | 高知 | 118 |

(注) 順位は、全国順位である。

また、一部の行政委員会等では、日額報酬となっている。その平均報酬額は、表23のとおりである。

表23 全国の日額報酬の状況 (単位：円)

| | 会長 | 委員 | 備考 |
|------------|--------|---------|--------------|
| 海区漁業調整委員会 | 18,750 | 17,075 | 東京都ほか3府県で日額 |
| 県の月額を日額に換算 | | 93,585 | |
| 内水面漁場管理委員会 | 15,990 | 14,432 | 東京都ほか11府県で日額 |
| 県の月額を日額に換算 | | 52,725 | |
| 収用委員会 | 16,850 | 13,475 | 長野県ほか3県で日額 |
| 県の月額を日額に換算 | | 100,608 | |

(注) 1 全国は、滋賀県の調査による平成21年1月1日現在

2 高知県の月額を日額に換算したのは、平成20年度の会長と委員の報酬額の合計を平均したものである。

7 法旧第203条第2項（法第203条の2第2項）の逐条解説

逐条解説では、法第203条第2項のただし書について、次のとおり解説している。

- (1) 「議会議員以外の第1項の者（※非常勤の行政委員ほか）に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給付と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものである。」
- (2) 「しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額あるいは年額をもって支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。」

8 大津地裁判決

滋賀県の労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の非常勤の行政委員に対する月額報酬の適否が争われた訴訟において、大津地裁は次のとおり判示している。

- (1) 非常勤の職員に対する報酬は、生活給としての意味を全く有せず、純粹に勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有することから、原則として、勤務日数に応じてこれを支給すべきものとし、ただ、非常勤の職員については、法が一般的な定義規定を置いておらず、それぞれの普通地方公共団体の実情として、勤務実態が常勤の職員と異ならず、月額あるいは年額で報酬を支給することが相当とされる職員がいるなど、特別な事情がある場合も想定されることから、そのような場合には、上記原則の例外として、条例で特別の定めをすることにより勤務日数によらないで報酬を支給することを可能にしたものと解される。
- (2) 普通地方公共団体は、法第203条の2第1項所定の非常勤の職員に対しても、特別な事情がある場合には、同条第2項本文の例外として、同項ただし書に基づき、条例で特別の定めをすることにより、勤務日数によらないで報酬を支給することができるが、上記のような例外的扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないと言える場合に限りられるとすべきである。
- (3) そして、議会の制定した条例が、上記のような法第203条の2第2項の趣旨に反するときには、当該条例は、法令に違反するものとして、その効力を有しないと認めなければならない。

第5 監査委員の判断

1 本件監査請求における違法性、不当性

本件において問題とされている非常勤の行政委員に対する月額報酬の支出は、報酬条例に基づいてなされており、それ自体には違法性、不当性がない。

しかしながら、大阪高裁平成4年3月24日判決（平成3年（行コ）第33号）に

よれば、条例の違法性が重大かつ明白な場合には、当該条例に基づいてなされた公金の支出は、それに固有の違法性が認められない場合であっても、当該条例の違法性を承継し、違法な公金の支出となるとされている。

そこで、非常勤の行政委員に対して月額報酬を支出するとした報酬条例について、その部分が法第203条の2第2項に違背するか否かについて判断する。

また、法第203条の2第2項に違背し、そのことが重大かつ明白であるならば、報酬条例の該当部分は無効であり、この条例に基づいてなされる月額報酬の支出が法第204条の2に違反する違法・不当な公金の支出に当たるか否かについて判断する。

2 法第203条の2第2項の趣旨

(1) ただし書の適用について

ア 非常勤の行政委員に対する報酬は、法第203条の2第2項により、勤務日数に応じて支給することが原則とされ、これによらない場合は例外と考えられる。

この例外に関して、第4の7のとおり逐条解説では、日額報酬制の原則を貫くことが困難な場合、すなわち、勤務の実態が常勤の場合とほとんど同様である場合には、ただし書によって、条例で特別の定めをすれば非常勤の行政委員に対する報酬を月額あるいは年額をもって支給することができる」と述べている。また、大津地裁判決においても、同様の判断が示されている。

イ 一般的に、非常勤職員に対する報酬が生活給としての意味合いを持たないことは明らかである。したがって、これを月額あるいは年額にすることができるのは、そうしなければならない特別な事情が存する場合に限られると考えられる。

(2) 行政管理課は、月額とすることを条例で定める場合、法には特段の制限がないことから、勤務の実態にかかわらず月額報酬とすることができると主張している。

しかしながら、(1)で述べたように非常勤の行政委員に対する報酬は、法第203条の2第2項により、勤務日数に応じて支給することが原則とされ、これによらない場合は例外と考えられることから、法には特段の制限がないとする行政管理課の主張には疑義がある。

(3) また、行政管理課は、議会が条例を制定することについては広範な裁量権があり、その裁量権は、特別な事情がある場合の有無に限られないと主張している。

しかしながら、そもそも、ただし書を適用するか否かを自由裁量と解すると、それは例外規定ではなく、原則を定めた意味がなくなることから、こうした考え方を採用することは困難である。

また、第4の表23のとおり、日額報酬としている都府県との比較では、月額報酬とすることによって、多額の支出となっている。そうすると、勤務の実態から見て月額報酬とすべき特段の事情がないにもかかわらず、これを月額報

酬とすることによって多額の報酬を支出することは、法第2条第14項あるいは地財法第4条第1項の規定の趣旨に反すると考えられる。

したがって、裁量権が特別の事情がある場合の有無に限られないとする行政管理課の主張には疑義がある。

- (4) 次に、行政管理課は、ただし書は修正案の提出者の意思に沿って解釈する必要があると述べている。

一般論として、法令の解釈については、国会における法案審議の過程で立案者の意図が明らかにされているような場合には、その意図も考慮されるべき重要な要素になるものと考えられる。

そうであるとしても、法令の解釈は、立案者の意図に拘束されるわけではなく、当該法令の規定の文言、趣旨、他の規定との整合性等に即して論理的に確定すべきものと考えられる。

3 行政委員会等の勤務日数等

- (1) 第4の1のとおり、非常勤の行政委員の勤務日数を見ると、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会が月平均で3日未満となっている。また、すべての行政委員会等において、10日未満となっている。

一方、行政委員会等の定例会1日当たりの平均所要時間も各行政委員会等で大きな開きがある。選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が1回当たり60分以内であり、監査委員を除く他の行政委員会は、2時間前後となっている。

なお、監査委員は、その業務の特殊性から1日当たりの平均の所要時間が4時間を超えている。

- (2) 第4の2のとおり、行政委員会等の役割や業務は一律ではなく、ただし書の規定がどの範囲まで許されるのかについて明確な線を引くことは容易ではない。

とはいえ、常勤の職員の勤務実態と大差がないと言うためには、法第203条の2第2項の規定の趣旨からしても、少なくともおよそ2分の1以上の勤務日数が必要と考えられる。

したがって、月の平均の勤務が3日未満であるような場合は、ただし書の適用は、法第203条の2第2項の規定の趣旨に反していると考えられる。

- (3) 一方、常勤の職員の勤務日数のおよそ2分の1以上の勤務日数がある場合には、ただし書の適用が許されるものと考えられる。

また、常勤の職員の実勤務日数の2分の1程度に満たない場合には、勤務日数のほか、報酬額、勤務時間、その他の特別な事情を加味して判断する必要があると考えられる。

4 報酬額から見た月額の妥当性

- (1) 第4の表2のとおり、非常勤の行政委員の出席者1人1日当たりの金額を見ると、10万円を超えている委員会は選挙管理委員会、5万円以上の委員会は教育委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収

用委員会で、議選の監査委員を除く非常勤の行政委員は、すべて3万円以上となっている。

また、3で述べたように定例会の所要時間が1時間に満たない非常勤の行政委員もおり、そうした委員の中には1時間当たりの報酬額に換算すると第4の表3のとおり10万円を大きく超える場合もある。

一方で、第4の5のとおり、規則で定める各審議会の委員等の報酬が月額9,000円、また、報酬条例第2条で定める別表第3の委員は、1日につき1万2,200円が上限とされている。

もちろん、審議会の委員等と行政委員会等の委員とでは、その職務及び職責には違いがあるとしても、非常勤の行政委員の報酬を勤務日数によらないで月額とすることによって、審議会の委員等と比較して著しく高額となっている。

- (2) 月額とする場合においても、一月の勤務日数の平均額で見た場合に、審議会の委員等と比較して、妥当性のあるものであれば例外とする考え方もあると考えられる。

しかしながら、上記(1)で述べたように、議選の監査委員を除き、報酬条例で規定されている非常勤の行政委員の報酬額は、審議会の委員等と比較して、いずれも高額である。また、月額報酬としている4県の収用委員会と比較してみると、表23のとおり、この4県の日額の平均額が1万3,475円であるのに対し、本県の収用委員会の委員の平成20年度の1日当たりの報酬額は会長を含んでいるとは言え、7.5倍になっている。

月額報酬としている都府県の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との同様の比較でも、本県の委員の平成20年度の1日当たりの報酬額はそれぞれ5.5倍と3.7倍になっている。

なお、選挙管理委員会の委員の報酬額は全国比較では最下位にあるが、それでも1日当たりの報酬額は、委員長を含んでいるとはいえ、113,625円と高額なものとなっている。

したがって、現状の報酬額から、月額報酬とする特別の事情があるとは認め難い。

なお、議選の監査委員は月額報酬が11万1,000円、平成20年度の1日当たりの報酬額は19,455円となっている。審議会の委員は、約2時間の所要時間で報酬額が9,000円であることからすれば、議選の監査委員の場合は1日の所要時間が4時間を超えており、その報酬額は高額とは考えられない。

5 その他の事情

- (1) 行政管理課は、行政委員会等の委員は、それぞれの高い専門性や識見を基に、審議決定し、また、常に調査研究を行うなど自己研鑽に努める必要があり、単に委員会の出席などをもって月額とすることはふさわしくないとしている。

しかしながら、行政委員は、もともと、その分野において高い専門性や識見を有していることから委員に選任されているものであって、特別な事情があ

る場合を除き、勤務日以外にも多くの時間を要して調査研究や自己研鑽をしなければ、委員としての役割を果たせないとまでは言えないものと考えられる。

もちろん、調査研究や自己研鑽の必要性を全面的に否定するものではないが、規則で定められた審議会等の委員であっても、委員としての職責を果たすうえでは大なり小なり必要なことである。すべての非常勤の行政委員に、調査研究や自己研鑽の必要性のみをもって月額報酬で対応しなければならない理由は見だし難い。

- (2) 行政委員会等に対する調査では、月額報酬としなければならない理由として、定例会以外にも個別訪問や電話による報告を受けている（公安委員会）、常日ごろから情報収集を行っている（選挙管理委員会）、労働法規や判例の研究等期日以外にも準備が不可欠である（労働委員会）、といった説明がなされている。

このことについては、(1)で述べたとおりである。

6 報酬条例の違法性、不当性

上で述べたように、非常勤の行政委員の報酬は原則日額であり、法第203条の2第2項のただし書を適用して月額報酬とする場合は、そうしなければならない特別の理由、すなわち、勤務実態が常勤の職員と大差がない場合等に限られるとすべきである。

したがって、勤務日数が常勤の職員と比較して著しく少なく、他に月額報酬としなければならない特別の理由がない場合に月額報酬とすることは、裁量権の濫用あるいは逸脱に当たると言わざるを得ない。

また、月額報酬とする必要性がないにもかかわらず、そうすることによって報酬が高額となっている場合には、法第2条第14項及び地財法第4条第1項の規定の趣旨にも反するものである。

このことからすると、月の平均の勤務が3日未満であるような行政委員会については、勤務の実態が常勤の職員とかけ離れており、他に月額報酬としなければならない特別な理由は見だし難く、法第203条の2第2項の規定の趣旨に反していると考えられる。また、1日当たりの報酬額も高額となっていることから、法第2条第14項及び地財法第4条第1項の規定の趣旨にも反していると考えられる。

また、その他の行政委員会等についても、月の平均の勤務が常勤の職員の2分の1を下回っており、勤務の実態が常勤の職員とは明らかに異なっている。また、議選の監査委員を除き、他に月額報酬としなければならない特別な理由は見だし難い。

したがって、これらの行政委員会等の非常勤の行政委員についても、法第203条の2第2項の規定の趣旨に反していると考えられる。

7 支出の違法性、不当性

6で述べたとおり、報酬条例における非常勤の行政委員に対して月額報酬を支給するとした部分は妥当性を欠いていると考えられる。

しかしながら、全国的にもほとんどの非常勤の行政委員の報酬が月額とされて

いることなどからすれば、月額報酬を規定した報酬条例が重大かつ明白な法令違反とまでは言えない。

よって、非常勤の行政委員の報酬を月額としている部分について、無効とは言えず、報酬条例に基づく月額報酬の支出は、法第204条の2の規定に違反するとは言えないものと判断する。

第6 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

非常勤の行政委員に対する報酬は、法第203条の2第2項の規定により、勤務日数に応じて支給することが原則とされ、これによらない場合は例外と考えられる。

このことから、報酬条例で、すべての非常勤の行政委員に対して月額報酬を支給するとした部分は妥当性を欠いていると考えられる。

よって、報酬条例で規定されている月額報酬については、日額報酬に改めるよう検討すべきである。